

板橋区立赤塚第二中学校 PTA 会則

第一章 名称および事務所

- 第 1 条 この会は、東京都板橋区立赤塚第二中学校 P T A とよぶ。
第 2 条 この会は、事務所を赤塚第二中学校に置く。

第二章 目的および活動

- 第 3 条 この会は、保護者と教職員とが協力し、家庭・学校・社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
第 4 条 この会は、前条の目的を達成する為に次の活動をする。
1 よい保護者、よい教職員になるように努める。
2 生徒の校外における生活を指導し、地域の生活環境をよくする。
3 学校および家庭における教育を正しく理解し、その振興に努める。
4 東京都板橋区立中学校 P T A 連合会の活動に協力する。

第三章 方針

- 第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1 生徒の教育や福祉を目的として活動する他の団体・機関と協力する。
2 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とする様な行為はしない。
3 この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4 学校の人事その他管理には干渉しない。
5 個人情報「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)に則し厳重に保管し、P T A 活動以外の目的では使用しない。

第四章 会 員

- 第 6 条 この会の会員は次のとおりとする。
1 赤塚第二中学校に在籍する生徒の保護者(P)。
2 赤塚第二中学校の教職員(T)。
3 この会の会員は入学とともに入会とし、退会については書面をもって退会できる。
第 7 条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第五章 経 理

- 第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費によって支弁される。
第 9 条 会費は一世帯につき年額 2,000 円とする。会費の変更は総会で承認を得る。
第 10 条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
第 11 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得る。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第六章 役員

第13条 この会の本部役員は、次のとおりとする。役員は、他の役職・会計監査・常置委員を兼任しない。但し、(T)副会長は、副校長とする。

会長 1名

副会長 若干名 (P 若干名 ・ T 副校長)

書記 3名 (P 2名 ・ T 1名)

会計 3名 (P 2名 ・ T 1名)

1 役員の任期は1年とし、最長で連続して3年までとする。役員は、3月末日で引き継ぎを完了する。

2 役員の選任は運営細則に定める。

第14条 (P)役員に欠員が生じた場合、役員会にて補充し、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかにて報告する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 学校長は、学校管理ならびに教育上、この会のすべての会合で発言できる。

第16条 会長は次の職務を行う。

1 この会を代表し、会務を総理する。

2 総会・役員会・全体委員会・運営委員会・予算委員会・指名委員会・臨時委員会を招集する。

3 各常置委員会(学年・広報・研修・校外生活)委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。

4 指名委員会委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。

5 臨時委員会委員を委嘱し、さらにその中より正副委員長を委嘱する。

6 アドバイザーを委嘱・招集する。

7 必要に応じ、本部役員・各常置委員会委員を招集することができる。

第17条 会長は、この会のすべての会合で発言できる。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長協議の上、その1名が会長職務を代行する。

第19条 書記は総会・役員会・全体委員会・運営委員会の議事録・重要事項等、活動に関する文書の作成・記録・保管をする。

第20条 会計は次の職務を行う。

1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

2 総会において会計監査を経た決算報告をする。

3 この会の財産を管理する。

4 予算案を作成する。

第七章 会計監査

第21条 この会の経理を監査するため、(P)若干名・(T)1名の会計監査を置く。

- 1 会計監査の任期は1年とする。
- 2 会計監査の選任は運営細則に定める。

第22条 会計監査は次の職務を行う。

- 1 会計監査会を招集し、総会にて会計監査報告をする。
- 2 役員と共に活動できるが、議決権は有しない。

第23条 会計監査は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第24条 (P)会計監査に欠員が生じた場合、その補充と後任者の任期については、第14条に準ずる。

第八章 本部アドバイザー

第25条 (P)役員・(P)会計監査は退任後2年間、本部アドバイザーとなる。

本部アドバイザーは、指名委員会での候補者選出・常置委員選出の免除の対象となる。

第九章 総会

第26条 総会は全会員で構成され、この会の最高機関である。委任状を含め全会員数の二分の一以上の出席で成立する。

第27条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 1 定期総会は、年度始めの3ヶ月以内と年度末の3月に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要とする場合、または会員の十分の一以上の要求により開催する。

第28条 総会の承認事項は次のとおりとする。

- 1 会則の改正。
- 2 活動計画・活動報告。
- 3 予算および決算。
- 4 役員・会計監査の承認。
- 5 会計監査報告。
- 6 その他重要事項。

第29条 総会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。但し、会則改正は出席者の三分の二以上の賛成で議決する。

第30条 議長は、当日出席の一般会員の中から選任する。

第十章 役員会

第31条 役員会は、会長・副会長・書記・会計・会計監査・学校長で構成し、原則として年6回程度開催する。但し、会長が必要とする場合、臨時に開催する。

第十一章 会計監査会

第32条 会計監査会は、会長・会計・会計監査（P・T）で構成し、前年度の決済報告書を審議する。原則として4月末日までに開催する。

第十二章 予算委員会

第33条 予算委員会は、会長・副会長（P・T）・会計で構成し、総会に提出する予算案を審議する。原則として4月末日までに開催する。

第十三章 全体委員会

第34条 全体委員会は、役員・会計監査・全常置委員・学校長で構成する。各常置委員会正副委員長の互選・指名委員の互選・この会の活動について等、審議決定する。

第35条 全体委員会は原則として、年1回4月に開催する。但し、会長が必要とする場合、または構成員の四分の一以上の要求により、臨時に開催する。

第十四章 運営委員会

第36条 運営委員会は、役員・会計監査・各常置委員会正副委員長・学校長で構成する。各常置委員会の活動計画・活動報告・各常置委員会間の連絡調整・総会に提案する議案調整・この会の活動について等、会計監査会・予算委員会・指名委員会・各常置委員会・臨時委員会の権限以外の事務を処理する。

第37条 運営委員会は、原則として年5回程度開催する。但し、会長が必要とする場合、または構成員の四分の一以上の要求により、臨時に開催する。

第38条 運営委員会は、運営委員の二分の一以上の出席で成立する。

第39条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛成で議決する。

第十五章 常置委員会

第40条 この会の活動に必要な事項について調整・研究・立案し、これを実現するために常置委員会を設置する。

第41条 常置委員会は、学年委員会・広報委員会・研修委員会・校外生活委員会で構成する。

第42条 各常置委員会は次の職務を行う。

年度始めに各委員会で活動計画・予算案を審議し、総会の承認を得て活動する。

1 学年委員会

① 会員相互の連絡と親睦を図る。

② 板橋区立中学校PTA連合（以下、中P連とする）・地域社会活動へ協力する。

2 広報委員会

① PTA広報紙の発行。

- ② その他広報活動。
- ③ 中P連・地域社会活動へ協力する。

3 研修委員会

- ① 会員の研修活動の推進・家庭教育学級等の開催。
- ② 地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を設ける。
- ③ 中P連・地域社会活動へ協力する。

4 校外生活委員会

- ① 生徒の校外生活の健全化・不良化防止・不審者対策の推進として、パトロール等を実施する。
- ② 地域における生徒グループの育成親睦を図る。
- ③ 青少年健全育成増地区委員会の活動への協力。
- ④ 中P連・地域社会活動へ協力する。

第43条 各常置委員会の正副委員長の選出方法・職務は次のとおりとする。

- 1 各常置委員は、全体委員会で正副委員長を互選する。正副委員長は運営委員となる。
- 2 正副委員長は委員会を招集し、委員と協力して委員会活動を主導する。
- 3 各常置委員の選出方法は運営細則に定める。

第44条 (T) 会員は各常置委員会に所属し、運営委員会で発言できる。

第十六章 役員・会計監査候補者指名委員会

第45条 次年度の役員・会計監査を選任するために、役員・会計監査候補者指名委員会を設置する(以下、指名委員会とする)。

- 1 指名委員の選出・指名委員会の必要事項は、運営細則に定める。
- 2 指名委員会はその職務を終了したときに解散する。

第十七章 臨時委員会

第46条 会長が必要とする場合、特別な事項について臨時委員会を設置する。

- 1 臨時委員会の委員選出はその都度検討する。
- 2 臨時委員会はその職務を終了したときに解散する。
- 3 正副委員長は役員会・運営委員会で発言できる。

第十八章 顧問

第47条 会長が必要とする場合、顧問を置くことができる。

第十九章 PTA 保険について

第48条 この会はPTA 行事総合補償制度に加入する。PTA 会員はこの保険の対象となる。
(詳細はPTA 行事総合補償制度規約参照)

第二十章 運営細則

第49条 この会の運営細則の改正は、総会・全体委員会・運営委員会のいずれかの議決を経て定める。

第二十一章 PTAクラブ

第50条 会員の要望により、会員相互の親睦を深め、PTA 活動の推進を図るため、PTA クラブを設置できる。

PTA クラブの必要事項は、運営細則に定める。

この会則は昭和43年4月1日より施行する。

昭和46年5月14日および昭和47年3月23日より一部改正

昭和49年5月25日一部改正

昭和50年5月17日一部改正

平成 4年3月 6日一部改正

平成 9年5月17日一部改正

平成13年3月 6日一部改正

平成22年3月11日一部改正

平成27年3月 4日一部改正

平成31年3月 5日一部改正